

失踪宣告取消

〒540-0008

大阪府中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所家事受付係

TEL 06-6943-5745

申立てに当たって必要なもの

- 1 失踪宣告取消審判申立書（必要事項を記載したもの）
- 2 失踪者の戸籍謄本（または戸籍記録の全部事項証明書）
- 3 失踪者の戸籍附票
- ※ 戸籍謄本又は戸籍記録の全部事項証明書と戸籍附票は、原則として、発行日から3か月以内のもの
- 4 失踪者の写真（証明写真くらいの大きさのもの）4枚程度
- 5 （申立人が失踪者以外の場合）申立人の利害関係を証する資料（親族関係であれば戸籍謄本または戸籍記録の全部事項証明書）
- 6 収入印紙 800円分
- 7 郵便切手 3222円分

（内訳：500円×2枚，320円×1枚，84円×20枚，50円×2枚，10円×10枚，2円×6枚，1円×10枚）

- ※ 以上は申立てに当たって通常必要なものですから、審理の際に、さらに戸籍などの資料や収入印紙、郵便切手などをご提出いただく場合もあります。あらかじめご了承ください。

申立書などの提出先

失踪者の住所地の家庭裁判所

- ※ 後日、官報公告料として1763円の納付が必要です。裁判所からの連絡があつてから納めてください。